

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和4年9月30日（令和4年（行情）諮問第560号）

答申日：令和4年12月22日（令和4年度（行情）答申第444号）

事件名：「UNMISS映像（特定年月日）」の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「UNMISS映像（28.7.14）（1回目の開示決定した4秒間を含む。）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年12月14日付け防官文第19335号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、個人に関する情報を除く部分の不開示は不当であり、処分を取り消し又は撤回して開示することを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

原処分で防衛省が開示した行政文書（動画）「UNMISS映像（28.7.14）」（本件対象文書）には、南スーダンの首都ジュバで政府軍と反政府勢力の大規模な戦闘（武力衝突）が発生した2016年7月初旬に、陸上自衛隊の派遣部隊が「遠距離カメラ」または「ハンディカムビデオ」等で撮影したとみられる映像が収録されている。防衛省がこれまでに開示した派遣部隊作成の「日々報告」や陸自中央即応集団作成の「モーニングレポート」等の行政文書には、自衛隊宿営地近傍で戦車砲やロケットランチャーなどの重火器も用いられた激しい戦闘が生起し、7月10日（現地時間）には宿営地の目の前に建つビル（トルコビル）に戦車砲が命中したことや、同ビル近くにロケット弾と思われる砲弾が着弾したことが記されている。また、戦闘が収束した後に行われた宿営地内の「一斉検索」で、流れ弾の着弾が確認されたことも記されている。本件処分の対象文書である「UNMISS映像（28.7.14）」（本件対象文書）には、宿営地近傍での戦闘の状況を「遠距離カメラ」で撮影した動画や、「一斉検索」

で確認された流れ弾の着弾状況を記録した動画が収録されている。なお防衛省は不開示部分の映像にモザイクをかけて開示したが、モザイク越しに、炎が吹きあがる場面やトルコビルに戦車砲が命中した跡を撮影した場面、宿営地内の施設に流れ弾が衝突し出来たと思われる弾痕を撮影した場面などが確認できる。防衛省は、これらの場面は「自衛隊の行動及び運用に係る情報」であり、「これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがある」ことを理由に不開示としているが、前述の通り、宿営地近傍で激しい戦闘が生起したことや宿営地内に流れ弾が着弾した事実は防衛省が既に開示した行政文書で明らかになっていることであり、たとえ公開したとしても、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼす程の影響はないと考えられる。よって、原処分で不開示とされた部分のうち、個人に関する情報を除く部分の不開示は不当であり、処分を取り消し又は撤回して開示することを求めるものである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、「陸上自衛隊の第10次南スーダン派遣施設隊が2016年7月7日～7月11日（現地時間）の機関に撮影した映像すべて」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙に掲げる17文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成29年2月6日付け防官文第1408号により、別紙に掲げる文書1について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（以下「先行処分1」という。）を行った後、同年9月1日付け防官文第13104号により、別紙に掲げる文書2ないし文書17について、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（以下、「先行処分2」といい、先行処分1と併せて「先行処分」という。）を行った。

なお、先行処分を行った後、新たに開示対象文書の保有が確認されたことから、先行処分において開示した文書に加え「南スーダン派遣施設隊等の行動概要について 28. 7. 19 統合幕僚監部参事官」及び「UNMISS映像（28. 7. 14）」を特定し、平成30年2月16日付け防官文第1971号により、「南スーダン派遣施設隊等の行動概要について 28. 7. 19 統合幕僚監部参事官」及び「UNMISS映像（28. 7. 14）」の一部について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分を行い、同年12月14日付け防官文第19335号により、「UNMISS映像（28. 7. 14）」の1回目を開示決定した4秒間を含む部分（本件対象文書）について、法5条1号及び3号に該当する部分を不開

示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

また、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約3年7か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

## 2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とした。

## 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「防衛省は不開示部分の映像にモザイクをかけて開示したが、モザイク越しに、炎が吹きあがる場面やトルコビルに戦車砲が命中した跡を撮影した場面、宿営地内の施設に流れ弾が衝突し出来たと思われる弾痕を撮影した場面などが確認できる。防衛省は、これらの場面は「自衛隊の行動及び運用に係る情報」であり、「これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがある」ことを理由に不開示としているが、前述の通り、宿営地近傍で激しい戦闘が生じたことや宿営地内に流れ弾が着弾した事実は防衛省が既に開示した行政文書で明らかになっていることであり、たとえ公開したとしても、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼす程の影響はないと考えられる。」として、原処分で不開示とされた部分のうち、個人に関する情報を除く部分の不開示は不当であり、処分を取り消し又は撤回して開示することを求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年9月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月13日 審議
- ④ 同年11月24日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年12月15日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

処分庁は、本件対象文書の一部を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分のうち、個人に関する情報を除く部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分には、自衛隊がその使用する機材をもって撮影した映像が鮮明に記録されており、当該情報は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の情報収集能力及び部隊の装備品等の詳細な内容等が推察され、自衛隊の任務遂行の妨害を企てる相手方が当該内容を踏まえた対処行動を採ることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 白井玲子, 委員 常岡孝好

別紙

- 文書1 #10UNMISS 28. 7月 (45)
- 文書2 南スーダン派遣施設隊 日々報告 第1635号 (28. 7. 7 1  
800c) 抜粋
- 文書3 南スーダン派遣施設隊 日々報告 第1636号 (28. 7. 8 1  
800c) 抜粋
- 文書4 #10UNMISS 28. 7月 (39)
- 文書5 #10UNMISS 28. 7月 (53)
- 文書6 #10UNMISS 28. 7月 (54)
- 文書7 #10UNMISS 28. 7月 (55)
- 文書8 #10UNMISS 28. 7月 (59)
- 文書9 #10UNMISS 28. 7月 (60)
- 文書10 #10UNMISS 28. 7月 (92)
- 文書11 #10UNMISS 28. 7月 (93)
- 文書12 #10UNMISS 28. 7月 (95)
- 文書13 #10UNMISS 28. 7月 (127)
- 文書14 #10UNMISS 28. 7月 (128)
- 文書15 #10UNMISS 28. 7月 (129)
- 文書16 #10UNMISS 28. 7月 (130)
- 文書17 #10UNMISS 28. 7月 (131)

別表

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由

不開示とした部分	不開示とした理由
9 秒ないし 1 分 5 3 秒及び 2 分 2 1 秒ないし 2 分 5 0 秒の映像のそれぞれ一部	自衛隊の行動及び運用に係る情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用要領，能力及び練度が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とする。
2 3 秒ないし 2 9 秒及び 1 分 5 9 秒ないし 2 分 1 5 秒の映像のそれぞれ一部	個人に関する情報であり，これを公にすることにより，特定の個人を識別することができるようになり，個人の権利利益を害するおそれがあることから，法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。